

法第43条第2項第一号 認定 Q&A

Q1	法第43条第2項は、建築基準法の道路であるか
Q2	自宅の前面の道が、法第43条第2項第一号の認定を受けている場合、再建築はできるか
Q3	法第43条第2項第一号の認定は、一度認定を受ければ、今後の増改築、再建築の際には改めて認定申請をする必要はないか
Q4	法第43条第2項第一号の認定は、一度認定を受ければ、今後の増改築、再建築の際でも必ず認定が受けられるのか
Q5	手続きの期間について

Q1	法第43条第2項は、建築基準法の道路であるか
A1	建築基準法における「道路」とは法第42条に定めるものをいいます。法第43条第2項第一号を適用した道路状の空地は「道路」ではありませんが、当該認定を受けて法第42条に基づく「道路」とみなした場合には、法第6条に規定する建築基準関係規定に適合する必要があります。

Q2	自宅の前面の道について、隣の家が法第43条第2項第一号の認定を受けている場合、その道を利用して再建築はできるか
A2	法第43条第2項第一号の認定は建築物に対する認定ですので、他の建築物で認定した道を利用して再建築はできません。対象の建築物ごとに認定申請を受ける必要があります。

Q3	法第43条第2項第一号の認定は、一度認定を受ければ、今後の増改築、再建築の際には改めて認定申請をする必要はないか
A3	法第43条第2項第一号の認定は建築物に対する認定ですので、建築行為を行う都度申請が必要です。

Q4	法第43条第2項第一号の認定は、一度認定を受ければ、今後の増改築、再建築の際でも必ず認定が受けられるのか
A4	その後の道の状況の変化や、建築計画の内容によっては、認定ができない場合や新たな条件が発生する場合がありますので、必ず認定が受けられるとはいえません。

Q5	手続きの期間について
A5	手続きの流れについては、別添の「認定申請の手引き」をご参照下さい。